

第 173 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 26 年 8 月 5 日（火）

午前 10 時 30 分から 12 時 00 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 172 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2308 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

議案第 2309 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2310 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

| | |
|---------|-----------------------|
| 阿留多伎 真人 | 尚綱学院大学生活環境学科教授 |
| 伊 藤 恵 子 | 株式会社はなやか代表取締役 |
| 伊 藤 直 司 | 公益財団法人宮城県スポーツ振興財団理事長 |
| 内 田 美 穂 | 東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授 |
| 小野田 泰 明 | 東北大学大学院工学研究科教授 |
| 桑 原 雅 夫 | 東北大学大学院情報科学研究科教授 |
| 森 杉 壽 芳 | 日本大学総合科学研究所教授 |
| 佐々木 康 雄 | 農林水産省東北農政局長（代理） |
| 永 松 健 次 | 国土交通省東北運輸局長（代理） |
| 縄 田 正 | 国土交通省東北地方整備局長（代理） |
| 横 内 泉 | 宮城県警察本部長（代理） |
| 奥 山 恵美子 | 宮城県市長会会長（代理） |
| 鈴木 勝 雄 | 宮城県町村会会長 |
| 川 嶋 保 美 | 宮城県議会議員 |
| 下 山 孝 雄 | 宮城県町村議会議長会会長（代理） |

（以上 15 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2308 号（仙塩広域都市計画下水道の変更について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2309 号（特殊建築物の敷地の位置について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2310 号（特殊建築物の敷地の位置について）
【議決】原案を承認する。

○議事

平成 26 年 8 月 5 日（火）午前 10 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（楨総括） それでは定刻になりましたので、ただいまから第 173 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）新任委員の紹介

○事務局（楨総括） 議事に入ります前に、4 名の委員の方の委嘱替えがございましたのでここで御紹介申し上げます。学識経験者といたしまして伊藤直司委員でございます。

○伊藤（直）委員 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（楨総括） 同じく学識経験者といたしまして内田美穂委員でございます。

○内田委員 内田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楨総括） 続きまして、国土交通省東北運輸局長の永松健次委員です。本日は代理といたしまして、企画観光部計画調整官の吉田清一様に御出席をいただいております。

○事務局（楨総括） 次に、国土交通省東北地方整備局長の縄田正委員でございます。本日は代理といたしまして、仙台河川国道事務所副所長の田口和弘様に御出席をいただいております。

（2）会議の成立

○事務局（楨総括） 次に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含めまして 14 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、小野田委員におかれましては、御都合により若干遅れるとの御連絡をいただいております。

また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第 5 条第 1 項の規程によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の指名

○森杉議長 皆様おはようございます。それでは、ただいまから会議を開きます。

はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。桑原雅夫委員と川嶋保美委員をお願いいたします。

2 報告

○森杉議長 次に、第172回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、前回議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。第172回、6月10日に御審議いただいた議案でございますが、第2307号の「仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業計画変更に対する意見書」につきましては、意見書が採択されなかった旨の通知を6月11日付けで行い、6月19日には知事が事業計画の変更を認可しております。以上でございます。

○森杉議長 ありがとうございます。御質問、御意見ございませんか。よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者多数あり]

○森杉議長 それでは、以上で第172回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2308号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

○森杉議長 では次に、議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第2308号、第2309号、第2310号の3つの案件であります。

では早速ですが、議案の第2308号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

[小野田委員到着（出席委員15名）]

○事務局（高橋下水道課長） はい。それでは御説明をさせていただきます。『議案書』4ページの議案第2308号について御説明をさせていただきます。

この議案は、仙塩広域都市計画下水道の変更で、宮城県知事決定であります。仙台市、多賀城市、富谷町の2市1町について、行政界をまたいだ変更が含まれることから、都市計画法第

15 条第 5 項「1 つの市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画」の規定により、宮城県知事決定をお諮りするものでございます。

『議案書』の 5 ページを御覧ください。本議案の内容は、仙塩広域都市計画下水道のうち、汚水及び雨水の排水区域に関して、仙台市仙塩流域関連公共下水道、多賀城市流域関連公共下水道、富谷町流域関連公共下水道を変更し、その他の施設に関して仙台市の蒲生雨水ポンプ場を変更し、蒲生雨水調整池を追加する内容でございます。

『議案書』の 6 ページを御覧ください。仙台市仙塩流域関連公共下水道は、昭和 54 年度の都市計画決定により事業着手し、順次、計画区域を拡大しながら順調に整備を進めてきており、平成 25 年度末現在の下水道処理人口普及率は 98.0 % に達しております。この度、仙台市において新たな整備計画が予定されたことから、都市計画の変更を行うものでございます。

汚水に関する排水区域の変更につきましては、図面の黒で着色した既決定区域の面積約 3,727 ha から赤で着色している区域を追加し、黄色で着色している区域を廃止して、面積約 3,729ha へ変更するものでございます。

別冊の『参考資料』の方の 3 ページをお開き願います。汚水の排水区域を変更する区域を個別に御説明いたします。4 分割図のうち図面 No. 1 から No. 3 は既排水区域に隣接する市街化調整区域での建築行為により、新たに公共下水道に接続する区域をそれぞれ追加するものでございます。右下の図面 No. 4 は、仙台市蒲生北部地区において、仙台市が被災市街地復興土地区画整理事業の認可を取得したことにより市街地整備の確実性が得られたことから、区画整理事業の計画に合わせて排水区域を変更するものでございます。

『参考資料』の 4 ページを御覧ください。左上 No. 5 の図面は、富谷町との行政界の変更に伴い、仙台市泉大沢地区 1.45ha を追加し、富谷町上桜木地区 1.45ha を廃止するものでございます。右上 No. 6 の図面は、多賀城市との行政界の変更に合わせて、仙台港背後地地区における排水区域を変更するものでございます。

『議案書』の方に戻っていただきまして、7 ページを御覧ください。雨水の排水区域について変更箇所を示しております。雨水に関する排水区域の変更につきましては、図面の黒で着色した既決定区域の面積約 3,620ha から赤で着色している区域を追加し、黄色で着色している区域を廃止するものでございます。追加箇所、廃止箇所とも、ただいま御説明した汚水の箇所と、面積・区域ともに重複しており、変更理由は同じでございます。

その他の施設について御説明いたします。『議案書』7 ページの中央の一番下の箇所に記載があります蒲生雨水ポンプ場と蒲生雨水調整池につきまして、『参考資料』の 4 ページを御覧ください。4 ページの下の方ですけれども、仙台市蒲生地区の排水計画の見直しを行った結果、図面では赤いメッシュで四角く着色している雨水調整池を新たに追加し、その上、灰色で着色している現在の蒲生雨水ポンプ場と併用して雨水排水を行うことが経済的に有利となったことから、ポンプ施設の増設を予定していた黄色のポンプ場用地を廃止するものでございます。

続きまして、『議案書』8 ページを御覧ください。多賀城市流域関連公共下水道は、昭和 47 年の都市計画決定により事業着手し、順次、計画区域を拡大しながら、順調に整備を進めてまいりました。平成 25 年度末現在の下水道処理人口普及率は 99.8 % であり、今回、多賀城市において

新たな整備計画が予定されていること等により、都市計画の変更を行うものでございます。

汚水に関する排水区域の変更につきましては、黒色太線で縁取りしております既決定区域の面積約 1,397haに、赤で着色した区域を追加し、黄色で着色した区域を廃止して、面積約 1,413haに変更するものでございます。

『議案書』の 9 ページをお開きください。こちらは雨水に関する排水区域の変更を表示した図面でございます。雨水につきましても、赤で着色した区域を追加し、黄色で着色した区域を廃止するものでありますが、汚水と、変更の箇所、区域、面積が重複するものであり、変更の理由も同じでありますので、一括して御説明申し上げます。なお、雨水の排水区域面積は、面積約 1,329haから約 1,345haへの変更となります。

『参考資料』の 7 ページをお開きください。図面No. 1 の上部の図面は多賀城市八幡地区の追加区域 16.0haを示しております。多賀城市における津波防災拠点市街地形成事業の認可取得により市街地整備の確実性が得られたことから、排水区域を追加するものであります。下の図No. 2 は仙台港背後地地区における仙台市との行政界の変更に伴い、仙台市に編入された排水区域を廃止し、多賀城市に編入された区域を新たに追加するものでございます。先ほどの仙台市において御説明した同一箇所ですが、多賀城市側からの資料でございますので、仙台市とは赤と黄色の着色が逆になっております。

続きまして、『議案書』の 10 ページを御覧ください。富谷町流域関連公共下水道は、昭和 63 年の都市計画決定により事業着手し、順次、計画区域を拡大しながら、順調に整備を進めてまいりました。平成 25 年度末現在の下水道処理人口普及率は 96.3 %であり、新たな整備計画が予定されたこと等により都市計画の変更を行うものでございます。

富谷町は汚水のみ排水区域の変更になります。黒色太線で縁取りしております既決定区域の面積約 1,068haに、赤で着色した区域を追加し、黄色で着色した区域を廃止して、面積約 1,108haへ変更するものでございます。

『参考資料』の 9 ページをお開き願います。5 分割図面のうち、No. 1 からNo. 3 は既排水区域に接続する区域を追加するものでございます。No. 4 及びNo. 5 は地形的に下水道に接続するよりも合併浄化槽で個別処理することが有利である区域について排水区域を廃止するものでございます。なお、廃止する区域につきましては、既に合併浄化槽で水洗化がされております。

『参考資料』の 10 ページをお開きください。左図面No. 6 は、先ほど仙台市の計画変更で御説明した同一箇所でございます。仙台市との行政界の変更に伴い、仙台市に編入された排水区域を廃止し、富谷町に編入された区域を新たに追加するものでございます。右の図No. 7 は、富谷町明石台東地区の宅地開発に伴い排水区域を追加するものであります。

以上で議案第 2308 号につきまして説明を終わらせていただきます。なお、縦覧の結果、意見書の提出はありませんでした。よろしく御審議をお願いいたします。

○森杉議長 御意見、御質問、御審議をお願いしたいんですが、沢山ありまして私自身混乱が起きておりますので、私なりに整理した方がよさそうですかね。結局のところ、『参考資料』の 3 ページ、4 ページ、7 ページで理由が説明してあるんですかね。そう受け取っていいですか。

○事務局（高橋下水道課長） はい。そのとおりでございます。

○森杉議長 『参考資料』3，4，7ページでそれぞれの箇所の理由が説明してありまして、市街化調整区域において新たに追加するものとか、あるいは被災地における区画整理によって排水区域に組み込むもの。4ページになりますと、区画整理等で行政界の変更に伴うもの。それから、排水計画の件は当面施設の変更ですからいいですと。それから、7ページにいきまして、同じく市街地形成の施設のために排水区域に組み込みますと、それから行政界の変更で組み込みますと。以上がそれぞれの理由になっております。しばらく、今のような理由になっておりますのがどこの箇所かというのを見ていただくためには、再度、最初からの図面で見えていただくことと連動することになります。基本的には、下水道の排水区域の変更を行うという都市計画決定を行わねばならないということになります。

御意見、御質問あるいは御審議の方をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○川嶋委員 川嶋保美でございます。基本的なことでお尋ねをしたいんですけども、新設される場合にはいろいろ吟味をされて、計画を立てて、実行されると思うんですが、廃止区域の部分について、下水道管とかいろんなものがあるかと思うんですが、その辺のところの状況を知りたいんですけど。

○森杉議長 お願いします。

○事務局（高橋下水道課長） 区画整理事業とか、もともとの行政界をまたいで事業がされているところが主な理由なんですけれども、その事業の中で管渠等については整理されて施工されてありまして、その後、行政界の変更によって、このように流域下水道それぞれの関連公共下水道の管理者が仙台市に組み込まれたり、あるいは多賀城市に移ったりというふうなことで、実際の汚水処理については不都合は生じないようにしております。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○川嶋委員 もちろん、このことについては不都合があってはならないわけでありまして、それはわかるんですが、今までの施設を使わないことになると思うので、その施設が結果的にどういう処理をされて、使わない部分の調整をするのか。これは下水管が走っているところに関わっているのかどうかもあると思いますが、その辺のところ、きちんとして処理をして使わないという整理をしておくとか、いろんなことがあるかと思うんですが、その辺の対応はどうかかなということなんです。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○事務局（高橋下水道課長） 例えば、『参考資料』の9ページを御覧いただきたいと思いますが、これは富谷町の変更です。No.4とNo.5に廃止の区域が記載されて、黄色い着色がありますけれども、これは下水道の排水区域とこの黄色の着色区域が地形的に崖とかで高低差がかなりあるところなんです。ここについては、例えばこの黄色のところから下水道の方に水を流そうとすると、ポンプで上に上げたりということが必要になってきて、かなり経済的に不利であるということから、このケースでは富谷町は下水道区域から外して、下水道のような集合処理ではなくて、合併処理浄化槽のような個別の処理施設で水洗化に対応するという計画に見直したものでございます。その結果、下水道で処理できないということになりますけれども、この地域の方々はまだ既にすべて合併処理浄化槽で水洗化されているということで、住民の皆さんには不利益は生じていないところでございます。計画上の整理をさせていただいたということでございます。

○森杉議長 ちょっとお待ちください。今の件はわかりましたが、例えば『参考資料』7ページのNo.2の方で、仙台港背後地の汚水廃止とあるでしょう。これもどういうふうになっているかを御説明いただくとわかりやすいと思います。

○事務局（高橋下水道課長） ここにつきましては、区画整理事業で面整備が行われておりまして、見直し後の形状で既に区画が整理されています。この形状で下水道、雨水と汚水の施設は出来ているということでございます。

○森杉議長 廃止という場合にはどうということになるんですか。単に、何にも施設がないから大丈夫だということですか。要するに、そういうお話をいただくとわかりやすいと思うんです。

○事務局（高橋下水道課長） この7ページの方で、赤のところを区域に組み込むということは、多賀城市の方で汚水を処理するというところでございます。廃止のところは、逆に仙台市の方で区画整理事業の中で受け入れるということでございます。

○森杉議長 廃止と言っているけど実際には変更であって、引き続き面倒を見ますよということなんですな。

○事務局（高橋下水道課長） そのとおりでございます。すみません、説明が混乱しました。

○森杉議長 ちょっと待ってください。どうぞ。

○川嶋委員 内容はわかりましたが、例えば廃止した場合の今まで使っている場所があるとすれば、その処置をきちんとしないと、使っていたのがどうかということをお聞きしたいというのがあります。それから使わなくなった場合の、構築物がもし関わっているとすれば、その辺のところをどう対応するのかということで、再度お願いをしたいなと思います。

○事務局（高橋下水道課長） それぞれの行政界の変更によりまして、多賀城市分あるいは仙台市分になった区域の施設、下水管渠とかそういう施設についてはそれぞれの行政側の管理になります。行政界にまたがったところで、隣の自治体に下水の処理をしてもらうという、地形上そういうふうなところもありますけれども、そういうところは自治体同士で協定、料金の徴収とか事務上・手続上の協定を結んで処理しておりますので、そこについては不都合は生じないようになっております。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○川嶋委員 例えば、東日本大震災のような大きな地震などの場合に、下水道関係では、交通上の問題やいろいろな問題がありまして、そのために廃止になった状況、あるいは行政界が変わった状態の中で残っていくとすると、後でいろいろな問題が処理できない状態で残ってしまって、道路あるいは地域的にもマイナスが生じる感じを受けますので、その辺のところを確認したいんですけれども。

○森杉議長 廃止はしてないんですよ。ただ単に管理者を変更してるだけなんですね。それを廃止と表現しているだけなんです。

○伊藤（直）委員 今のお話に関連してなんですけれども、『参考資料』の4ページを御覧いただきたいと思いますが、これと7ページを比較していただければと思います。一方では仙台市、一方では多賀城市となっています。その中で仙台市が黄色となっている部分は多賀城市で赤になって新たに編入しているということで、完全に廃止されたということではなく、行政界が変わったことによって相手の行政の方でそれを受け持ったということがこの図面で確認できますので、参考までに申し上げました。

○川嶋委員 はい、わかりました。

○森杉議長 ありがとうございます。他にどうぞ。
はい、どうぞ。

○伊藤（直）委員 せっかくですから。確認の意味でなんですけど、『参考資料』を御覧いただきたいと思いますが。これは調整区域の中にそれぞれ処理区域を持っていくというのはできるかと思うんですが、今回、調整区域の中にポツポツと赤の区域を編入するようになっております。これはたぶん、今回全部拾い上げたのかなと思いますが、今後こういったことが数多く出てくるのかどうか、その辺の見通し等がありましたら教えていただければと思います。

○事務局（高橋下水道課長） はい。市街化調整区域ですので、開発は当然認められないところなんですけれども、ここで仙台市の方で追加をしているのは1戸1戸レベルの話でございまして、

近くに下水道の処理区域があって、その新築の家屋がその汚水処理を下水道の方に接続することが住民にとっても利益があるという判断から、このように非常に細かい箇所ごとですけれども、下水道の計画に位置付けるということで、仙台市の方では今後ともこのようなケースはあり得るのかなと思います。

○伊藤（直）委員 よくわかりました。合併浄化槽とか、地元の方々の利益等々も考えながら、どっち側の処理をした方がいいのかなという判断で、こういうふうに取り組んでおられるというふうに思います。たまたま、調整区域の中にいっぱい赤があったものですから、確認の意味で質問させていただいたところです。

○森杉議長 どうぞ。

○阿留多伎委員 阿留多伎ですけれども、今のお話に関連して、調整区域に建てられた建築物ということですが、主な用途はどういうものになりますか。

○事務局（高橋下水道課長） 住宅がほとんどです。今回 11 件あるんですが、住宅それから倉庫、事務所等です。あと病院が 1 軒ございます。

○阿留多伎委員 それは基準法上クリアした形で建っているものなんですよ、当然だと思いますけど。

○事務局（高橋下水道課長） そのとおりでございます。

○阿留多伎委員 わかりました。それと、教えていただきたいんですけど、『参考資料』の 4 ページに蒲生のポンプ場と調整池用地の変更というのがありますけれども、これは今回の震災がらみということになるんでしょうか。震災がらみで、復旧・復興のために見直しをしたらこうなったということですか。

○事務局（高橋下水道課長） はい、そうです。

○阿留多伎委員 では廃止をする部分というのは、どういう理由になりますか。

○事務局（高橋下水道課長） 廃止をするこの土地については、従来は、灰色のところは既設のポンプ場のところで、その増設の予定地ということになってございました。ただ今回、ポンプ場を増設するよりも調整池を造った方が経済的に有利だということで、このような計画変更になったということでございます。

○阿留多伎委員 廃止したところは今後どう使うといったことはあるんですか。

○事務局（高橋下水道課長）　ここは区画整理の方で。

○阿留多伎委員　わかりました。それから説明の中で、行政区域の変更によるというところへ行っ
て来いだからいいと思うんですけども、廃止したままとか、新たに追加するようなどころはあ
りますか。どさくさに紛れてずれているというようなどころがあれば、教えていただければと思
います。

○事務局（高橋下水道課長）　行政区域の変更に伴わない変更では、例えば『参考資料』の3ペー
ジを見ていただきますと、右下ですね。蒲生北部地区の土地区画整理事業の計画の形状にしたが
って追加・廃止の変更をしたという事例はあります。

○阿留多伎委員　それでは、『参考資料』の4ページの左上、No.5の⑮上桜木地区の廃止1.45haと
いうのがありますが、これは道路の部分は廃止しっぱなしになるんですよ。『参考資料』の10
ページの左側の⑥の図と比べると、縦貫道のところが着色されておられませんので、道路の区域は
廃止しっぱなしですよ。こういうところは他にありますか、ここだけですか。

○事務局（高橋下水道課長）　今回はここだけでございます。

○阿留多伎委員　はい、わかりました。あと、説明の中で、既に整備が終わってますというお話の
ところが何箇所かあったと思いますけれども、それは計画変更前に造ってしまったということな
んですか。それとも、こういう下水道計画というのは、造ってから後で変更していけばいいとい
う制度になっているんでしょうか。

○事務局（高橋下水道課長）　基本的にはもちろん計画に位置付けてから整備をするというのが基
本ですけども、整備が終わってから整理するというケースも中にはあります。

○森杉議長　よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○森杉議長　それでは、お諮りいたしたいと思います。議案第2308号につきまして、原案のと
おり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長　御異議ないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することに決定いた
します。ありがとうございました。

【議決】議案第 2308 号：原案のとおり承認する。（賛成 15 名，反対 0 名）

議案第 2309 号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 次の議案にまいります。議案第 2309 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。建築宅地課からは、特殊建築物の敷地の位置についての 2 議案について御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。まず、ただいまの議案第 2309 号を御説明いたしますので、『議案書』の 11 ページをお開き願います。この議案は、建築基準法第 51 条第 1 項のただし書きの規定により御審議いただくものでございます。

1 枚めくっていただきまして、12 ページに御審議いただく施設の概要を記載しております。施設の名称は産業廃棄物処理施設、建築主は仙台市青葉区の株式会社山国でございます。敷地の位置は柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山 3-8 の一部ほか 13 筆から成っております。敷地面積は 14,854.28 m²で、用途地域は指定がございません。この建築主は平成 16 年に木くずの破碎処理の許可を取得しております。今回、震災後の需要を見込みまして、既許可の敷地を拡大しまして、がれき類の破碎を新たに行うことから、許可が必要となったものでございます。

次に、建築物の欄ですが、用途は産業廃棄物中間処理施設で、工事種別は新築となっております。この「新築」とは、許可を受けた敷地面積を約 6,000 m²ほど今回拡大しまして、新たな敷地で産業廃棄物処理を計画しているということで、「新築」と扱うものでございます。構造・規模等の欄にあるとおり、敷地内には①の作業所、②の事務所等 3 棟の既存建築物がありまして、それぞれの用途等は記載のとおりでございます。このうち、①の作業所内で木くずの処理を今現在行っております。

次に、処理施設の処理内容及び処理能力は、産業廃棄物中間処理で、1 日当たりの破碎の処理量につきましては、新たに実施するがれき類が 405.6 t を予定しております。これまで実施している木くずの破碎につきましては 30 t で、平成 16 年に許可を受けた際の処理能力に変更はございません。

次に、『議案書』の 13 ページをお開きください。位置図を御覧願います。図面左上に釜房湖がございまして、申請位置は釜房湖に面する国道 286 号から分岐する町道北向釜房線に位置しております。赤く塗りつぶした範囲となっております。敷地の周囲には文教施設等はなく、最も近い施設でも、東側に行きまして、富岡小学校、富岡中学校を図面に記載しておりますが、約 2.5 km 離れた距離に位置しております。次に、中央に付近見取図を掲載しておりますが、赤線囲みの範囲が今回の申請位置となっております。建築主は、閉鎖しましたバリハイセンターを平成 14 年に取得しております。そのエリア内に位置しております。次に、右側の配置図を御覧ください。既存の建築物は 3 棟ございまして、木くずの破碎処理を行っている作業所①の周辺が平成 16 年の許可を受けた敷地となっております。今回は、図面上部の一団の土地が今回敷地を拡大する部分となっております。その中央に産業廃棄物中間処理施設を設置しまして、がれき類

の破碎を行うもので、就業時間は午前8時から午後8時までの8時間を予定しているところがございます。中間処理する廃棄物につきましては、県内の建設業者や解体業者から排出されるものを貨物トラックで収集しまして、がれき類につきましては、破碎して、再生砕石として県内の建設業者に出荷しております。木くずにつきましては、チップ程度に破碎しまして、隣接地に農業法人がございまして、ハウス栽培のボイラー燃料として出荷しております。搬出入のトラックは1日当たり最大で88台くらいになると見込んでございまして、搬出入の時間帯につきましては午前9時から午後5時までとなっております。

それから、資料はございませんけれども、当施設の環境対策について、若干御説明させていただきます。大気汚染とか飛散の防止につきましては、適度に散水を実施しまして飛散を防止したいと思っております。水質汚濁につきましては、汚水と生活雑排水につきましては川崎町の公共下水道に接続しております。雨水につきましては油分離槽や沈砂槽で処理した後に、敷地外に同社所有の2つの調整池がございますのでそれを経由しまして、上澄み水を釜房湖に放流するという既設のルートを使用いたします。また、破碎処理の工程で焼却・熔融は行わないことから、悪臭発生のおそれはないと考えております。騒音につきましては、予測評価を行いまして、宮城県の公害防止条例に基づく規制値内であることは確認しております。振動防止につきましては、敷地境界がかなり離れておりますので、影響はないと考えております。また、周辺の住民の方々への説明につきましては、県の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱というものがございまして、これに基づきまして、地元の行政区長さんや隣接する民家の方を対象として実施しており、御理解を得ているところでございます。

なお、平成16年の許可時に川崎町との間で、産業廃棄物処理施設の設置に関する協定というものを締結済みでございまして、操業してから問題は発生してございません。また、今回の施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可というものが必要になりますが、先月、7月10日に仙南保健所に申請済みでございます。

最後に、当該施設が立地する川崎町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

以上で、議案第2309号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 どうもありがとうございました。これは、こういう新しい産業廃棄物処理施設を追加的に造るということでの審議です。皆様方の御意見、御質問、御審議の程をお願いいたします。

どうぞ。

○内田委員 内田です。今回初めて審議会の方に参加させていただいたので、わからない点があることも含めて質問いたします。

産業廃棄物処理施設に関して、建築基準法第51条第1項のただし書きに基づいて、どういう項目が問題があるのかということを検討しながら、都市計画上支障がないのかどうかというのを検討するかと思うんですが、この際の建築基準法のただし書きで検討すべき項目というのは具体的にどのようなものがあるんでしょうか。例えば、運び込む際の道幅であるとか、学校等の公共施設からどのくらい離れている必要があるとか、こういった検討すべき項目がどの程度宮城県に

についてはあるのかというのを教えていただければと思います。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（千葉建築宅地課長） 法文上は「都市計画上の支障の有無」と一言だけになっておりますので、事務局といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、位置としては、周辺に文教施設がないかというような観点を特に重点的に位置としては審査しまして、それから設置する場合に発生します交通量、この施設ですとトラックの出入りが 80 台強ということですので、それを処理できるような交通の基盤があるかというような点を審査させていただいて、その基準に合致しているというものについて、この場で御説明させていただくというような形になってございます。

○森杉議長 どうぞ。

○内田委員 それでは、個別にこういう項目に関して、基準というか指針みたいなものがあって、それをきちんとクリアしているかどうかという検討の仕方ではなくて、個別の案件ごとにこれは大丈夫かどうかというのを、その都度検討していくという形になっているのでしょうか。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。建築基準法の方はそのような形になっております。それで、ちょっと説明が不足しておりましたけれども、同じ施設を廃棄物処理法の方で審査しております。先ほど最後に仙南保健所の方に出されたという形になっておりますが、そちらの法律ではそれぞれの施設が周辺環境に及ぼす影響につきまして、先ほど私が若干説明した大気質、騒音振動と、それぞれ規制値を持っておりまして、そちらの法律の方で個別に指導しているという形でございますので、その点の審査経過を踏まえまして、先ほど、資料はありませんが口頭で御説明させていただいたことがそちらの法律での審査事項という形になっております。

○森杉議長 よろしいですか。

今のと関連しまして、県の公害防止協定。これはどんなふうな位置付けになっていて、協定でしようから、いったいどのような協定をしておられるのかも関連する事項だと思いますので、御説明いただくといいと思います。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。廃棄物処理法で審査しますいろいろな環境質につきまして、要綱で定めているという形になっております。要綱で、立地に当たっては、これは「できれば」という義務規定ではなくて勧めておるんですが、立地に当たって地元と環境保全に関する協定を結ぶように指導しております。この点につきましては、平成 16 年に木くずの処理を始める際に協定は締結済みで、それを現在も遵守し、この施設でも引き継ぐという内容になってございます。

○森杉議長 はい。よろしゅうございますか。どうぞ。

○阿留多伎委員 阿留多伎です。今に関連して、県によっては道路幅員が8 m以上というような細かい規定があったりするんですけど、宮城県の場合、かなりいろいろな産廃処理施設を都市計画審議会で通しているようなんですけど、何か成文化したものとか、あるいは過去の審議会でこのくらいのところを基準にしようということで審議会で合意されたものとか、そういうものはあるんですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） 個別に審議会にはお諮りはしておりませんが、私どもの課の内規としましては、幅員については最低6 mという形で下限値を定めております。

○阿留多伎委員 道路幅員のほかに何か、課の内規というものはあるんですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） 持っております。いま知っている範囲で説明させていただければ、先ほどの文教施設からの距離は100 mと決めております。道路幅員については幅員最低限6 mと決めております。後は具体的な数値はなかったかと記憶しております。

今回は、用途地域の指定のない地域への立地でしたが、用途地域の指定のある場合には工業地域及び工業専用地域を原則とするという決めをしております。以上です。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

それではお諮りいたします。本議案第2309号につきまして、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 御異議ないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することに決定いたします。ありがとうございました。

【議決】議案第2309号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）

議案第2310号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 最後の案件です。議案第2310号、同じく「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。『議案書』の14ページをお開きください。本議案は、建築基準法第87条第2項の規定により準用する同法第51条第1項ただし書きの規定により、特殊建築物の敷地の位置について、変更の内容を御審議いただくという形で、条文が若干変わってござ

います。

次のページをお開きください。ここにも御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は産業廃棄物処理施設、建築主は東松島市大塩の株式会社木村土建となっております。敷地の位置は東松島市大塩字五台 23-12 の一部ほか 26 筆でございます。敷地面積は 39,127.81 m²で、用途地域は指定がなく、市街化調整区域となっております。この建築主はこの敷地で平成 7 年から破砕の中間処理を始めておりまして、平成 9 年からは焼却処分も行っております。その後、需要の増大がございまして、敷地の拡大や処理能力の増加につきまして、この都市計画審議会でも以前御審議いただきまして、平成 15 年に破砕の許可を得ております。また、平成 20 年には焼却の許可を得てということで今日に至っております。今回は、震災後の需要の増加等により、再度処理能力の増加があるということから、新たに許可が必要となったものでございます。

次に、建築物の欄を御覧ください。用途につきましては産業廃棄物中間処理施設で、工事種別は用途変更で、この用途変更という意味は、処理施設の増設を行って処理能力の増加を図るというものでございます。構造・規模等の欄にあるとおり、敷地内には①の作業所 1 から⑭の機械室 3 まで 14 棟が既にご覧いただけます。それぞれの用途・構造・規模等については記載のとおりでございます。このうち、作業所 1 及び作業所 2、またここに記載のない屋外に設置する産業廃棄物中間処理施設というもので処理を行ってございます。

次に、処理施設の欄でございますが、処理内容及び処理能力は産業廃棄物中間処理で、1 日当たりの破砕の処理量につきましては、がれき類が 800 t、木くずが 235.28 t、廃プラスチック類が 128.24 t となっております。括弧内の数値は前回の許可時の処理能力を表してございまして、木くず及び廃プラスチック類について前回許可時の 1.5 倍の処理能力に増加があるという場合に改めて許可が必要になるということでございますので、この 2 項目について今回変更の許可を行うための御審議でございます。1 時間当たりの焼却の処理量につきましては記載のとおりでございますが、すべて前回許可した際の処理能力に変更はございませんので、御審議の対象とはならないものと考えております。

次に、図面の御説明をいたします。『議案書』の 16 ページをお開き願います。左半分が位置図となっております。図面中央の赤く塗りつぶした範囲が申請敷地となっております。県道石巻鹿島台大衡線に位置しております。敷地周囲には文教施設等はなく、最も近い施設でも、南西方向に 1 km 行きますと大塩小学校というものがございまして。次に、右上の付近見取図を御覧ください。赤線囲みの範囲が申請敷地で、廃棄物の搬出入は北側の県道石巻鹿島台大衡線から行っております。自社の解体現場や県内の建設工事業者から排出される廃棄物を貨物トラックで収集しております。1 日当たりの台数は最大で 80 台となることを見込んでございます。搬出入の時間帯は午前 8 時から午後 5 時までとなっております。右下の配置図を御覧ください。建築物は、①の作業所 1 から⑭の機械室 3 まで 14 棟あり、屋外設置の産業廃棄物中間処理施設は 3 台確認していただけるかと思っております。今回の許可の対象となります処理能力の増加は 2 ヶ所ございまして、1 ヶ所目は作業所 1 で、木くずの破砕を行ってございまして、燃料チップとして県内の製紙工場にボイラーの燃料として出荷しておるんですが、この処理施設の入れ替えがございまして。作業所 1 の入れ替えでございまして。1 日当たり約 50 t の処理能力の向上を図ることを予定しております。2 ヶ所目は、図面下の⑨のストックヤードの北側に新たに設置される産業廃棄物中

間処理設備で、「新設・破砕」と記載しております。この処理施設では廃プラスチック類の破砕を行い、これを場内の作業所2で固形燃料としております。また、木くずの破砕を行いまして、燃料チップも作っております。それぞれの製品は県内の製紙工場にボイラーの燃料として出荷しております。その他といたしましては、図面左上の「産業廃棄物中間処理施設（既設・破砕）」と記載のある施設でのがれき類の破砕は、1日当たりの処理能力が、既許可が600tでございましたが、今回800tへの許可不要の1.5倍の範囲内で増加があるものでございます。

続きまして、これも資料はございませんけれども、当施設の環境対策について御説明いたします。まず、大気汚染・飛散防止については、適度に散水を実施しております。水質汚濁防止については、汚水と生活雑排水については合併浄化槽で処理しております。雨水等につきましては油分離槽や沈砂池、調整池を経由しまして、上澄み水を専用排水路を介して近隣の排水路に放流してございます。騒音振動については予測評価を行っております。宮城県の公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。悪臭につきましては、処理能力に変更のない焼却が主な汚染源になると思っておりますが、これについてこれまで問題は生じておりません。周辺住民の方々への説明については、県の指導要綱に基づきまして、行政区長を対象としまして実施しており、御理解を得ているところでございます。

なお、生活環境の保全に関する協定は、地元の行政区長さんを立会人として、合併前の矢本町と平成6年に締結しております。それを今でも遵守しているという状態です。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく石巻保健所への設置許可につきましては、今月末までには申請を予定しているという状態になってございます。

最後に、当該施設が立地する東松島市からは、市の総合計画と都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい。ありがとうございました。先ほどの案件と基本的にはよく似ている内容でございますが、改めて御審議をお願いいたします。御質問・御意見・御審議の程をよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○阿留多伎委員 ここは、地図を見ると、周辺に少し集落とかがあるようでございますけれども、区長さん以外の住民の方への説明というのはどういう形でされてますか。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（千葉建築宅地課長） 説明会の開催に当たっては、県の要綱に基づきまして、地元の市町村と調整して対象を決めるという形になっておまして、今回、東松島市では、行政区長さんだけでよろしいんじゃないかという判断をいただきまして、結果的には、近隣の方々には説明していないという形になってございます。

○森杉議長 はい。

○内田委員 今回の施設は先ほどの施設と違って焼却施設が入っているんですけれども、今までとりたてて苦情がなかったということで大気環境等の測定は行っていないようなんですが、今回の多少施設を増やすということでの審議ではあるんですけれども、例えば新設するときなどに、大気環境をいったんアセスメントというか評価するということは、宮城県では特にそういう取り決めとかというものはあるんでしょうか。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（千葉建築宅地課長） 先ほどお話ししました廃棄物処理法の方で、ミニアセスという形で予測評価をして、規制値との関係を調べるという形になっております。先ほど具体的に説明しませんでしたでしたが、この施設につきましては、煙突から排出される濃度につきまして、年に1度測定しまして、保健所の方に報告いたしまして、維持管理の状況について打合せするという形で実施しております。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

それでは、御異議がないように思いますので、お諮りいたします。議案第 2310 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 御異議ないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することに決定いたします。ありがとうございました。

【議決】議案第 2310 号：原案のとおり承認する。（賛成 15 名，反対 0 名）

4 その他

○森杉議長 以上で本日予定していました審議案件はすべて終了しました。委員の皆様方から何か御意見・御質問、関連することがございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。事務局からはいかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 事務局から説明したい事項がございますので、よろしくお願いたします。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、事務局から、都市再生特別措置法等の改正について報告させていただきたいと思っております。委員の皆様のお手元にA3カラー刷りの資料を用意してございますので、御覧いただきたいと思っております。ここでは、今年5月に公布されました都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法の改正につきまして、その内容と改正の背景となっている都市の諸問題、人口減少や高齢社会などについて本県でどのようになっているのか、市街地の状況も併せて分析を行った結果を、まず1回目の報告ということで、委員の皆様に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページの左側を御覧ください。1として、都市再生特別措置法の改正について御説明いたしますが、(1)に現行法の概要を示しております。都市再生特別措置法は平成14年に制定されたもので、都市再生緊急整備地域における都市機能の集積を目的として都市再生整備計画を作成することにより、公共・公益施設の整備に際して国の補助を受けられるというものでございます。本県では、仙台駅西地域・一番町地域と長町駅東地域が都市再生緊急整備地域となっておりました。

(2)の改正の背景でございますが、この法律制定以降10数年が経過してございまして、地方都市の多くにおいては急激な人口減少と高齢化が進展し、住宅・店舗の郊外立地が進み、低密度で拡散した市街地が形成されている状況にありました。また、多くの自治体においては、財政状況が非常に厳しく、このような低密度で拡散した市街地の居住者の生活を持続的に支えていくような各種サービスの提供が将来的には困難となりかねないと言われておりました。国では、今後も健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保していくために、立地の誘導とそれに連動した公共交通ネットワークの確保により、市町村が行うコンパクトなまちづくりを支援していく必要があると捉えております。

改正の概要を御覧ください。今回の改正により、市町村は住宅の立地や都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画「立地適正化計画」を作成することができるようになり、この立地適正化計画の中に「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定し、市町村が講ずるべき施策をここに位置付けることにより、新設あるいは拡充された各種事業について国の補助を受けることができることとなります。ここでいう都市機能増進施設とは、医療施設・福祉施設・商業施設など都市居住者の共同の福祉または利便のために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。具体的なイメージは、1ページ左下の図のとおりになります。黄色い下地のゾーンが既存宅地などがはりついている市街地、1つの街のイメージでありまして、この中に中心となる鉄道駅や基幹バスの停留所周辺に、図では赤で示しているゾーンですが、都市機能誘導区域として医療・福祉・商業施設を立地誘導し、その周辺に黄色い市街地よりさらに集約させた区域、青で示しているゾーンになりますが、居住誘導区域として住宅を集約・誘導させる地域をつくると、このようなイメージとなります。また、ここでは、各区域において市町村が講ずる施策の例をピンク色の吹き出しで示してございます。例えば、赤いゾーンの都市機能誘導区域では、今回新設あるいは拡充された事業メニューから、低・未利用地の活用や複数敷地の集約・整序、歩行者空間の整備などを行う場合、補助を受けることができるようになります。青いゾーンの居住誘導区域と黄色い下地のゾーンにおいては、例えば黄色いゾーンにある既存宅地などを青いゾーンの居住誘導区域に移転させる事業や移転跡地に緑地等を整備する場合、補助を受けるこ

とができるようになります。これら国による支援制度の一部を1ページ右側の(4)に示していますが、大きく分けて、事業上の支援、財政・金融上の支援、税制上の支援、法令上の特例がございます。

1枚開いていただいて、2ページを御覧いただきたいと思います。このような都市再生特別措置法と連携しまして、地域公共交通の活性化やネットワークの確保を図るために、地域公共交通活性化再生法についても改正が行われました。(1)の現行法の概要ですが、本法は地域公共交通の活性化・再生のための地域の主体的な取組や創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、平成19年に制定されました。内容は、市町村が協議会を組織し、地域公共交通連携計画を策定することで、関係主体が計画に基づく整備に関して国の補助を受けられるというものです。ただ、こちらも制定後7年ほど経過しておりますが、社会情勢の変化や、地方部においても公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている状況にあると言われております。このような中、地域公共交通活性化再生法の改正が行われました。(3)に改正の概要を示しております。この改正によりまして、各地方公共団体では拡充された公共交通に対する各種事業の支援を受けて、例えば地域公共交通網の形成のための計画策定や駅前広場・乗換ターミナル・待合所などの整備に対して重点的に補助を受けることができます。また、バス路線の設定等に関する審査基準の緩和や運賃・料金の規制の緩和などの特例といった支援制度が設けられております。以上のように、都市再生特別措置法と地域公共交通活性化再生法の改正によりまして、市町村においては、各種事業の補助を受け、よりコンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの再構築を進めていくことが可能になるとのことです。

次に、これまで説明しました各法律の背景となっている都市問題につきまして、仙台市、石巻市、白石市、以上本県3つの都市を例として、人口動向や市街地の現状、公共交通の現状、施設の立地状況についてまとめたものを御説明したいと思います。

2ページの右側を御覧ください。ここでは、人口動向や市街地の現状についてとりまとめております。(1)の人口動向につきましては、22年の国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所の資料によりグラフを作成しております。これによりまして、仙台市ではまだ人口減少には至っておりませんが、今後穏やかに人口減少が進むものと見込まれております。石巻市・白石市においては既に人口が減少し始め、今後は急激な人口減少となることを見込まれます。この中で65歳以上の高齢者が占める割合は、直近データの平成22年と将来予測、平成52年の30年間で、仙台市は18%から35%へ、石巻市は27%から39%へ、白石市は28%から42%へ割合が増加することが予想され、高齢化が確実に進んでいくことを見込まれております。これより、3つの都市では人口減少・高齢化がさらに進展する見通しと言えます。

次に、(2)の市街地の現状ですが、ここでは、線引き都市計画区域においては市街化区域を、非線引きの都市計画区域においては用途地域がどのように変遷してきたかを示しております。3つの都市とも、濃い赤で示している当初の区域から、薄い赤、ピンク、オレンジ、黄色、緑へと徐々に区域が外縁部に拡大していることがわかります。

3ページの左側を御覧ください。ここでは、人口密度が1ha当たり40人以上で、かつ、人口が5,000人以上となる地区である人口集中地区、D I D地区の3つの都市における面積と人口密度の推移を示してございます。仙台市では青い棒グラフで示しているD I D地区の面積が年々

増加してございますが、赤い折れ線グラフで示している人口密度は1 h a 当たり 70 人と高い水準を維持したままとなっております。石巻市ではD I D地区の面積は増加しておりますが、人口密度は徐々に減少しており、低密度な市街地が形成されていることがわかります。白石市ではD I D地区の面積はほぼ横ばいですが、人口密度は減少している状況がわかります。つまり、3都市では人口集中地区が広がる反面、人口密度が減少傾向にあることが言えると思います。3ページの右側には、3つの都市の既成市街地における人口密度と高齢化の状況を国勢調査のデータをもとに示しております。左側に人口密度、右側に高齢化の状況を仙台、石巻、白石の順に示しております。人口密度については色が薄くなるにしたがって低密度を表し、高齢化の状況については濃い色、赤い色になるにしたがってより高齢化比率が高いことを示しております。人口密度を見ますと、仙台市では郊外部の古い住宅地である長命ヶ丘・北中山周辺が低密度となっております。高齢化では同じく長命ヶ丘・中山・桜ヶ丘・みやぎ台周辺・東勝山・水の森・北根周辺・将監周辺が高齢者比率が高くなっております。石巻市を見ますと、中心市街地の千石町や穀町周辺が低密度となっております。同じく千石町・穀町あるいは郊外の向陽町で高齢者比率が高くなっております。白石市では、中心市街地の本町・中町周辺が低密度で、同じく本町・中町に加え、郊外の寿山団地が高齢者比率が高くなっております。以上より、仙台市では郊外の古い住宅地において低密度と高齢化が進行しており、地方部では中心市街地においても低密度と高齢化が顕著であると言えます。

次に、4ページの左側を御覧ください。(3)の公共交通の現状では、鉄道・路線バス・コミュニティバスの交通ネットワークを示しております。仙台市の公共交通ネットワークは充実しておりますが、石巻市や白石市ではネットワークが粗な状態になっております。

次に、4ページの右側を御覧ください。ここでは、医療施設や福祉施設等の立地状況について示してございます。仙台市や石巻市では市街化区域や用途地域の中にそのほとんどが立地しておりますが、鉄道利用のしやすいところや駅の徒歩利用圏には設置されていないのが見えると思います。白石市では医療・福祉施設自体が少ないのですが、市街地外に立地している状況がわかるとと思います。

以上の現況分析をまとめたものを5ページに示しております。これは我々が主観的にまとめさせてもらったものですけれども、ここではコンパクトな街という観点から、横軸の左側に機能集約、右側に機能拡散を設定して、3つの都市の分析結果を当てはめ、とりまとめてみております。仙台市のように機能が集約されている街では、穏やかですが人口が増加し、人口集中地区が高密度のまま拡散しており、公共交通が充実していると言えますが、郊外の古い住宅地では人口密度の低下と高齢化が見られます。このような仙台市では都心部や各駅周辺において立地適正化計画や地域公共交通網形成計画の活用が考えられると考えます。また、白石市のように機能が拡散されている街においては、人口が減少し、人口集中地区も減少し、低密度になっており、また公共交通も不足しているほか、中心市街地においても人口密度の低下と高齢化が見られております。このような街においてこそ、逆に、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画の積極的な活用が考えられるのではないかと考えております。

コンパクトなまちづくりを目指すためには、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画の策定・活用を図る必要があります。最終的には、すべての地方都市においても検討すべきものであると

考えますが、現状を勘案した場合、現時点ですぐに活用することはなかなか難しい状況にあると考えております。今後、この改正を踏まえ、本県がどのような都市問題について取り組んでいくべきか、その方向性やその方法論、また地域に実情などにつきまして、委員の皆様から何か御意見をいただければと考えております。

報告は以上でございます。

○森杉議長 ありがとうございます。厳しい現状を御説明いただきました。委員の皆様方も日ごろからこういうことについては御意見等を持っておられると思います。単純な御感想からでも結構でございますので、御意見を賜りたいと思います。あるいは御質問の方を含めてですが、どうぞ御自由にしばらく御議論いただきたいと思います。

桑原先生、いかがですか。

○桑原委員 御指名ですので、東北大の桑原です。公共交通活性化の方なんですけど、これから地下鉄の東西線もできてきて、バスと地下鉄と市内の移動が分担されると思うんですが、バスってというのがこれから鉄道へのフィーダーサービスみたいなことにも使われていくと思うんですね。そうした場合には、私は専門が道路なものですから、バスのフィーダーサービスを考えたときに、仙台市というのは特に環状方向の道路が少し欠落しているような感じを受けてまして、その辺の整備をしないと、バスと鉄道の機能分担もうまくいかないのかなというようなことを感じておりますので、道路も含めた公共交通の活性化、そういう視点で計画をたてていただければというふうに思います。

○森杉議長 桑原先生、石巻なんとかなりませんか。

○桑原委員 石巻は私も大震災の後、避難とかいろんなことを見てまいりましたが、あそこはとにかく運河と川で囲まれている場所なものですから、非常に平常時から渋滞が多いところですよ。1つはやはり公共交通の整備をして車から少し公共交通に転換を図ることが重要ではないかと思いますが、そうは言っても、そう簡単に公共交通に乗り換えてくれるとも思えません。一方で、運河とか川とかがいっぱいあるので、橋の整備等も考えられると思うんですが、橋は造ったら造ったで今度はメンテもしなければいけないと。メンテナンスも大変だということも聞いておりますので、すみません、今のところ私いい打開策を持ち合わせておりませんが、いずれにしても、公共交通も含めた軸の考え方みたいなものが石巻では必要じゃないかというふうに思います。

○森杉議長 ありがとうございます。小野田先生は、こういう整備計画に関して実践をしておられます。そのような御経験も含めた格好での御意見を何度かいただいておりますが、ぜひとも一言お願いしたいんですが。

○小野田委員 そんな、特措法に物申すほど知見が高まってはいませんが。非常に的を射た法律だ

と思いますが、運用を今後どう図っていくのかはかなり難しいというか、なかなか大変だろうなと思います。今、桑原先生もおっしゃいましたけど。特に、防災集団移転促進事業で相当市街地が拡散というか拡大しています。事業は大臣の認可を受けてどんどん進んでいるのでそれはそれとして、それをどうやってもう1回コンパクトシティとして束ねていくかは、なかなか難しいんだろうなというふうに思います。これはむしろ次長なり都市計画課長がそこにいらっしゃいますので、そのあたりお伺いしたいなという気持ちもあるのですが、そういう県の指導と歩調を合わせて、これから復興している自治体をこれから継続的にサポートしていかないと、たぶん膨れあがったインフラを抱えて、高齢化の中で、自治体がこういう法律をうまく運用しながらやっていくという姿はなかなかイメージしにくいところがあります。

これは質問ですけれども、復興で膨れあがったインフラみたいなものをもう1回整理していくにあたって、この法律がどういうふうに効いてくるのかというお考えと、あと基本的には、都市計画法が改正されて基礎自治体に権限がある中で、この法律の運用における県の役割がどういうところにあるのかというあたり、最初の都市再生特別措置法の部分に関してですけれども、少し御意見をお伺いできればなというふうに思います。

○森杉議長 よろしくお願ひします。

○事務局（櫻井土木部次長） はい、では御指名ですので。都市再生特別措置法そのものは、線引き制度が始まって半世紀くらいになるんですが、それから、今の少子高齢化が加速している状況においては、なかなか都市の成熟というものが進まないという中で、ある程度、規制と誘導というよりはアメと誘導で、市街地の集約化というのを目指したんだろうと個人的には思っております。その意味においては今の時流に合っているかなと思っておりますが、その中で御指摘の県の役割は何かということではありますが、やはりこれは、この資料にもありますとおり、都市ごとにその処方箋というのはかなり変わってくると思っておりますので、まずは市町村においてどういった処方箋を描くべきかということをお議論いただくというのがあるのかなと。その中で我々がお手伝いする部分はどこかというのがあるんだろうと思っております。具体的には、広域都市計画は県が所掌いたしますのでその部分の線引きと、いわゆるここで言っている都市機能誘導区域や居住誘導区域、こういったところの指導助言をするのかなと思っております。

それから、冒頭ありました今の復旧復興事業との関係ではありますが、これはやはり内在的にというか根本的に市街地を拡散しております。これは間違いのない話であります。特に、離半島部と中心市街地をどう結びつけていくのかというのが中長期的な問題であろうと思っております。それは、桑原先生御指摘のとおり、公共交通機関をどうやって結んでいくかというのがまず当面の処方箋であろうと思っております。一定程度、中心市街地部分に都市機能を集積させた中で、そこに移動のしやすさをつくってサービスを提供していくという処方箋かなと思っておりますが、なかなかそれを結びつけていくというのは極めて厳しいなとも思っております。いずれ、そういったところを実現していかなければならないと思っておりますので、これは都市計画部局というよりは全体で、被災地の持続的なまちづくりというのはやっていかなければならないと思っております。併せて、内陸部についても根源的に少子高齢化あるいは粗な街というのは抱えているも

のですから、内陸部における都市計画、まちづくりのあり方ということも市町村と一緒に議論していければと思っております。以上であります。

○森杉議長 どうぞ。

○小野田委員 ありがとうございます。よくわかるんですが、先ほどの桑原先生の話とも被りますけれども、実際に石巻なんかでも 11 番街区という川沿いに再開発を今、結構大きいのをかけようとしていて、駅から 1 km くらいなので、ちょっと微妙に遠かったりする。あと、蛇田ができたので、蛇田というのはインターの近くなんですけれども、そこに防災集団移転で巨大な団地ができました。そこらへんを繋ぐような都市内公共交通があると非常にいいなと思うんです。お年寄りが多いので。なかなか、今おっしゃったように、交通ラッシュに慢性的に見舞われているし、実際にバスを運行しようとしても、それをやる会社というかビークルが非常に経営状態が悪くて、なかなか難しいと。都市側で用意しても実際の企業がついてこないで、ビークルが乗っかってこないで、なかなか難しいと。旧来の 3 セクとか行政がぐるりんこみみたいなバスを出すのもありますけれどもそれは限界があるので、クリチバなんかでやっているような、もうちょっとスマートシステムをやったオンデマンドでというくらいのお話を仕掛けていかないと、実際にいよいよしようと思っても、バスターミナルを、交通拠点を 11 番街区という川沿いにつくったらいいんじゃないのという話を今いろいろ議論はしているんですけれども、石巻市でも。でも、実際のバスが来ないと。そのビークル側でまったく対応できないというようなところがあって、これは都市行政だけでやってもなかなかつらいんだなというふうに思うんですが、それは桑原先生に質問した方がいいのかもしれませんが。このあたりどうですか。

○桑原委員 答えになっているかどうかわからないんですけども、私ちょっと亘理町の方で、やはりお年寄りが多いものですから、お年寄りの足を確保しなければいけないと。あそこは復興の予算があったものですから、今年度までですかね、その予算を使って無料でバスを走らせていると。だけど来年度以降はまた年間 3 千万、4 千万の赤字。で、それをどういうふうにしてそれを確保しようかと。やっぱり行政としてはそういう足を確保しなければならないという使命があります一方で、予算も潤沢にはないというところで、どういうふうにしようかなというところなんです。1 つ考えられるのは、利用者からお金をとってまわすということだけではなくて、例えば地元の大規模店舗にそのバスを寄らせる代わりに、大規模店舗から少し寄附みたいなこととか、あるいは病院だとか、そういったところとタイアップしながらうまく少しでも赤字を減らすような努力、そういったことが必要じゃないかなと思っております。あるいは、釜石とかでもやっていると思うんですけども、オンデマンド化ですね。オンデマンド化も必ずしも成功しているとは言いませんけれども、1 つの大きなブレークスルーがお年寄りにも極めてわかりやすい、登録も何もせずにすぐ使えるような、そういう仕組みの導入というのが成功の鍵かなと思います。

○森杉議長 ありがとうございます。

御意見ございませんか。また、何度かこういう機会を持ちたいと思っております。日ごろの御

意見を賜りたいと思っております。

では本日はこれで終わります。ありがとうございました。

5 閉会

○事務局（槇総括） 以上で終了いたします。ありがとうございました。

平成26年8月5日（火）午後0時05分 閉会